

ご迷惑をお掛け しました

2月12日に発生しました水道事故では、市民皆様には多大なるご迷惑、ご不便をお掛けいたしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今回の事故は、保呂羽浄水場1号沈殿池の清掃を行う事前作業中、沈殿池に堆積している泥の混じった水を、ろ過池に流入させてしまったことが原因であります。

市民皆様からの問い合わせや苦情件数は、1,200件以上もあり、あらためて事故の重大さを痛感いたしております。特に市民皆様への情報伝達が不十分だったことや、対応する職員の意思統一、情報の共有がなされていなかったことが、市民皆様に不安を与えてしまった大きな要因であります。

今回の事故に起因した被害につきましては、基本的に補償対応をさせていただくことにしており、その内容につきましてもできるだけ早くお知らせしたいと考えております。

また、水道料金・下水道料金に関しましては、保呂羽浄水場から給水している区域の皆様を対象に、平成20年2月と3月分の一部を減額したいと考えております。

今後は、早急に水道事業における危機管理体制を確立するとともに、すべての作業に事故を未然に防ぐための対策を講じてまいります。

登米市長 布施 孝尚

水道事故の経過と対応

月日	時刻	経過・対応
2/12	22:00	保呂羽浄水場の監視システムに、ろ過池出口の濁度上昇などを示す警報が鳴り、当直者が浄水場の職員へ連絡。
	22:40	現場に駆け付けた職員がろ過作業の停止と水中ポンプでの水の汲み出しを停止して、ろ過池の洗浄作業を開始。この作業により、ろ過池濁度の上昇を回避しようとしたが濁度はさらに上昇。
2/13	1:15	配水濁度13.9度、配水色度33.6度と最高値を記録
	1:35	水道技術管理者が浄水課職員と対策を協議した結果、引き続きろ過池の洗浄作業と主要配水管の泥吐き作業により、事態を抑えられると判断。作業継続。
	2:00	濁度異常に対処するため、主要配水管の泥吐き作業を実施。しかし、予想したような数値の回復が得られず。
	5:50	水道事業災害対策本部設置
	8:00	洗管作業箇所を1カ所追加
	9:30	水道事業所長と水道技術管理者らから市長へ事態の説明があり、市長が直ちに給水停止の措置を講ずるよう指示。その後、全面的な給水停止を行うと配水管に空気が入り、復旧に長期間を要することから、仕切弁の開度を制限する給水制限に切り換え、水を飲まないように市民への周知を指示。
	10:00	防災無線で第1報放送
	10:15	防災無線で第2報放送
	10:40	防災無線で第3報放送
	10:50	洗管作業の箇所を増やし洗管開始
12:30	登米市災害対策本部設置。水道事業所の給水車で給水活動を続けながら、市内28カ所に給水所を設け、給水車で給水作業に入る。	
19:30	水質汚濁の復旧状況を調査するため、5回にわたり市内各所の給水栓から採水し、濁度・色度・残留塩素を測定。36カ所中10カ所で基準値不適合の値が測定される。	
20:00	クリプトスポリジウムなどの検査をするため、市内2カ所から採取した水を栗原市水質検査センターに依頼。	
22:00	市内39カ所の給水栓から採水し、濁度・色度・残留塩素を測定。39カ所中17カ所で基準値不適合の値が測定される。	
2/14	3:00	市内25カ所の給水栓から採水し、濁度・色度・残留塩素・PH・味・臭気を測定。25カ所中4カ所で基準値不適合の値が測定される。
	5:00	使用制限に係る市民の不安や不便をいくらかでも緩和すべきという判断をし、水質基準適合の値を示した地区から逐次使用制限の解除措置。
	6:00	煮沸して飲用することを条件に、迫町の一部、米山町の一部、豊里町全域、南方町の一部を除く町域の使用制限を解除。防災無線で広報。
	6:25	迫町の一部、豊里町全域を除く町域の使用制限を解除。防災無線で広報。
	7:55	豊里町全域を除く町域の使用制限を解除。防災無線で広報。
	10:00	栗原市水質検査センターから、クリプトスポリジウムなどの検査結果が「陰性」との報告を受ける。豊里町全域を除き使用制限解除。防災無線で広報。
	13:00	豊里町全域の使用制限を解除。防災無線で広報。



県内外の自治体から応援に駆け付けた65台の給水車が、市内28カ所で給水作業に当たりました

水道料金・下水道料金の減額について

- ①水道料金（登米町の保呂羽浄水場水系利用者）
 - ▶ 2月分は基本料金の全額と使用水量の15%相当額の合算額を減額
 - ▶ 3月分は使用水量の15%相当額を減額
- ②下水道使用料（上記のうち、市が管理している下水処理施設利用者）
 - ▶ 2月および3月分の使用水量の15%相当額を減額

事故に関する相談・問い合わせについて

- ①相談窓口の設置

土・日・休日を含め、午前8時30分から午後9時まで実施しています。なお、防災課にも窓口を設けました。

 - ▶水道事業所 ☎ 0220 (52) 3314
 - ▶総務部防災課 ☎ 0220 (22) 2111

- ②損害補償に関するもの

基本的に補償対応します。実施要綱などが決まりましたら別途お知らせします。

全国広報コンクール県選考

「広報紙」「ホームページ」が3年連続、写真「組み」は初の県代表に

社団法人日本広報協会が主催する平成20年全国広報コンクールへ、広報紙（市部）の部で「広報とめ19年12月号」、ホームページの部で「19年9月号」が共に3年連続、写真の部（組み写真）で「19年9月号」が初の県代表として推薦されることが決まりました。



④全国広報コンクール県選考で、全国へ推薦される「広報とめ19年12月号」と「同19年9月号」
⑤同じく全国へ推薦される市ホームページのトップページ

媒体を対象に実施されます。推薦される「広報とめ19年12月号」は、A4判40ページの特集『未来への切符』では、市民の関心度が高い「市立病院再編問題」「産婦人科・小児科の医療環境」など、市民の声を取り入れながら分かりやすく紹介しました。

また、ホームページは、ほかの市町村にはあまり例のない、市民が書き込める市のスケジュール（携帯電話対応）や防災・不審者情報メール通知サービス、手話の動画紹介など、市民向けのさまざまな情報を掲載しています。

広報紙は、市民皆さんからの情報があつて作ることができ、皆さんには、快く取材に応じていただいたこと、情報を寄せていただいたことなどのご協力に感謝します。今後も皆さんから親しまれる広報紙やホームページの作成に努めていきます。

あなたの声を市政・事業に反映させませんか 市政・水道モニター募集

市では市政と水道事業に関する市民皆さんの意見や要望を反映させ、住みよいまちづくりやサービスの向上を目指すために、市政モニターと水道モニターを募集します。応募の要件は次のとおりです。

市政モニター	水道モニター
<p>【資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①20歳以上で市内に1年以上住んでいる人 ②地方公共団体の職員でない人 ③モニターの職務を積極的に履行できる人 <p>【定数】 20人以内</p> <p>【任期】 1年間</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市政に関する建設的な意見や要望などを随時提出していただきます。 ②モニター会議（年2回）に出席していただきます。 ③市政に関する調査表などに回答していただきます。 ④市長から要請がある会議に出席していただきます。 <p>【応募方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住所②氏名③生年月日（年齢）④電話番号を任意の様式に記入し、市役所総務部市長公室広報広聴係へ提出するか、電話、郵送のいずれかで申し込みしてください。 <p>【応募締切】 3月31日（月）まで</p> <p>【申し込み・問い合わせ】 総務部市長公室 広報広聴係 〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 ☎ 0220 (22) 2090</p>	<p>【資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①20歳以上で市内に住んでいる人 ②水道を使用している人 <p>【定数】 20人</p> <p>【任期】 1年間</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水道に関するアンケート調査用紙の配布、回収をしていただきます。 ②モニター会議に出席していただきます。 ③水道事業に関する意見や感想などを随時提出していただきます。 ④路上漏水などを発見した際は、随時水道事業所に報告していただきます。 <p>【応募方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住所②氏名③生年月日（年齢）④電話番号を任意の様式に記入し、水道事業所水道管理課へ提出するか、電話、郵送のいずれかで申し込みしてください。 <p>【応募締切】 3月31日（月）まで</p> <p>【申し込み・問い合わせ】 水道事業所水道管理課 経営管理係 〒987-0702 登米市登米町寺池目子待井381番地1 ☎ 0220 (52) 3313</p>